港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の解説(抜粋)

- 1.係船柱に作用する船舶の牽引力(告示第79条関係)
- (1) 係船柱に作用する船舶の牽引力は、下表に掲げる数値を標準とする。
- (2) 直柱においては、(1)に規定する船舶の牽引力が水平方向に作用し、その半分の牽引力が鉛直方向に同時に作用することを標準とする。
- (3) 曲柱においては、(1)に規定する船舶の牽引力があらゆる方向に作用するものとすることを標準とする。

総トン数 (GT)		直柱に作用する牽引力		曲柱に作用する牽引力		
200 超	500 以下	150	kN	150	kN	
500 超	1000 以下	250	kΝ	250	kN	
1000 超	2000 以下	350	kΝ	250	kN	
2000 超	3000 以下	350	kΝ	350	kN	
3000 超	5000 以下	500	kΝ	350	kN	
5000 超	10000 以下	700	kΝ	500	kN	
10000 超	20000 以下	1000	kΝ	700	kN	
20000 超	50000 以下	1500	kΝ	1000	kN	
50000 超	100000 以下	2000	kΝ	1000	kN	

- 2.バースの長さ及び水深(告示第64条第2項、第3項関係)
- (1) バースの長さ及び水深は、対象船舶が特定できる場合は、それぞれ、特定される船舶の全長に船首及び船尾の係留索による船舶の係留に必要な長さを加えた数値及び対象船舶の満載喫水線等の最大喫水に対応した余裕水深を加えた数値とすることを標準とする。但し、対象船舶が特定できない場合にあっては、船舶の利用に支障のない適当な数値とするものとする。
- (2) バースの水深の基準となる水面は、工事用基準面とするものとする。

載貨重量 (DWT)	バースの長さ(m)	バースの水深 (m)
500	80	4.5
1000	100	5.5
2000	110	6.5
3000	130	7.5
5000	170	9.0
10000	190	10.0
20000	210	11.0
30000	230	12.0
50000	270	14.0
70000	300	16.0
100000	300	17.0